



学校いじめ防止基本方針

基本姿勢

いじめは、させない！

見過ごさない！

絶対に許さない！

令和6年4月策定

日立市立坂本東小学校

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

教職員の気づきが基本次のような疑いが認められる場合、これを「重大事態」という。

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じる疑い
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

(2) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(3) いじめについての基本認識

教師がもつべきいじめ問題についての基本的な認識を以下に示す。

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ③ いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの防止等のための対策といじめ問題への対応

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止対策

ア 日常的に生徒の行動を把握するとともに、いじめをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。

イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うためすべての教育活動を通して、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図り、学級活動等を中心としたいじめ防止のための活動を推進する。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に調査等を実施する。

- 日々の観察
- 教育相談（学校カウンセリング）
- 児童対象いじめアンケート調査（楽しい学校生活のためのアンケート） …毎月実施
- ハイパーQ Uアンケートの実施および分析（活用） …年2回実施

イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるようにする。

- 学校相談員およびスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
- いじめ相談窓口の積極的な周知（生徒指導だより「やまびこ」等でのお知らせ）
 - ・ 24時間子供SOSダイヤル
 - ・ 茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター
 - ・ 茨城いのちの電話
 - ・ いばらき子どもSNS相談
 - ・ 子どもの人権110番
 - ・ 子どもホットライン

ウ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止に向けて研修を実施し、職員の資質向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- メディア教育講習会の実施
- 学活や道徳科の授業を通じたSNSについての注意啓発活動

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめの防止等の対策のための組織の設置

ア 職員集会（原則 毎週金曜日）

<構成員> 全職員、必要に応じて関係機関、外部専門家等を含む。

<活動内容>

- ・時に気になる児童の情報交換
- ・いじめが及ぼす影響、いじめの問題に関する生徒への理解を深めること。
- ・いじめ防止に関すること。（児童の小さなサインを把握する）

イ 生徒指導・いじめ対策委員会（いじめ事案発生時：緊急開催）

<構成員> 校長 教頭 生徒指導主事 学年生徒指導担当

（養護教諭・相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）

<活動内容> ・いじめの早期発見に関すること。（情報の共有）

・いじめ事案への対応に関すること。（対応策の検討）

② いじめ問題への対応

ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

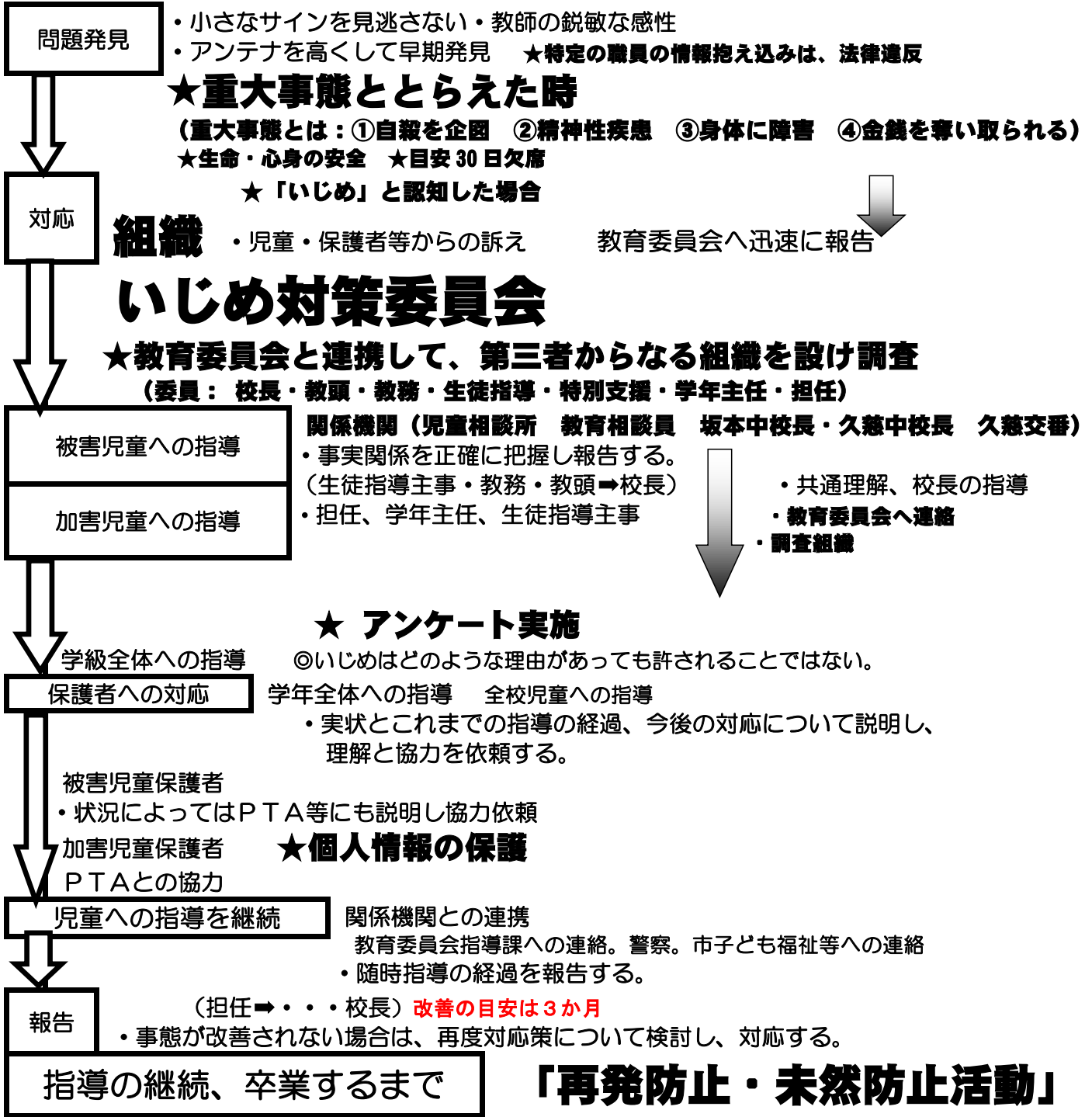
ウ いじめを受けた児童が安心して教育を受けるための措置が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

組織対応マニュアル

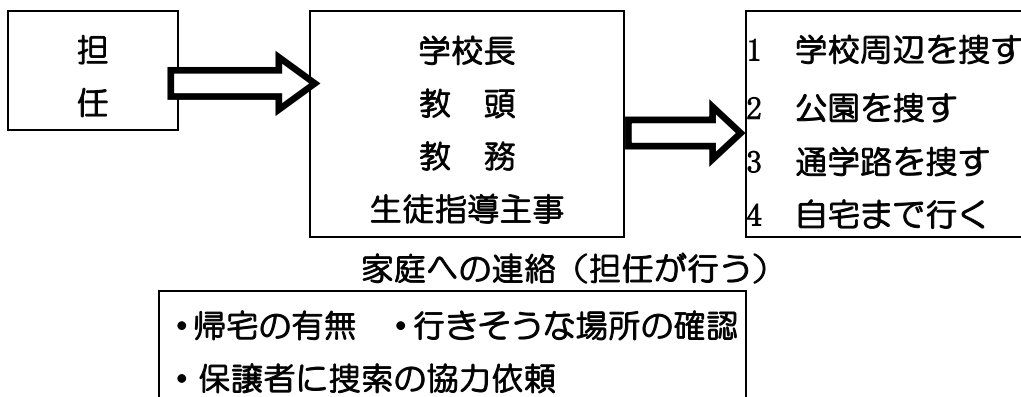
危機管理（いじめ防止基本方針）いじめへの対応



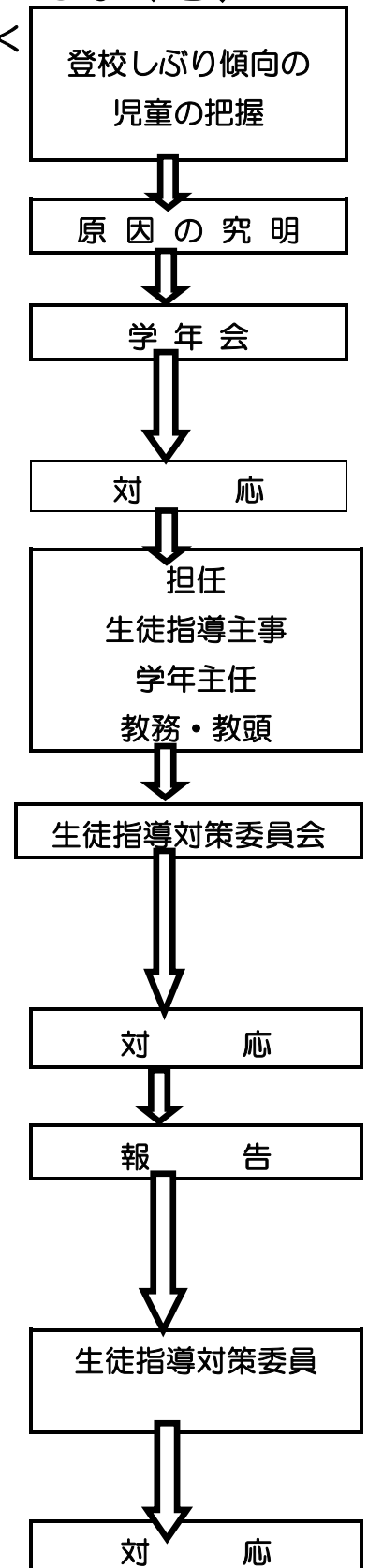
危機管理マニュアル（いじめ防止基本方針）

不登校や登校しぶりへの対応（いじめによる場合もふくむ）

- 1 休みがちな児童、休み時間に一人でいる児童、保健室、相談室によく来る児童を把握する。
（担任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事）
- 2 児童が休む要因、保健室来室の原因の究明にあたる。
（担任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事）
- 3 状況について報告し、今後の対応について共通理解を図る。
（学年会、生徒指導対策委員会）
- 4 対応策に基づいて指導にあたる。
- 5 指導の経過について随時報告し、指導を継続する。
（報告→学校長）
- 6 定期的に生徒指導対策委員会等で進捗状況について検討する。
- 7 指導を継続して見守る。
《校内で児童の姿が急に見あたらなくなった時の対応》
職員室へ連絡 近くの搜索



いじめによる不登校は、重大事態となる。

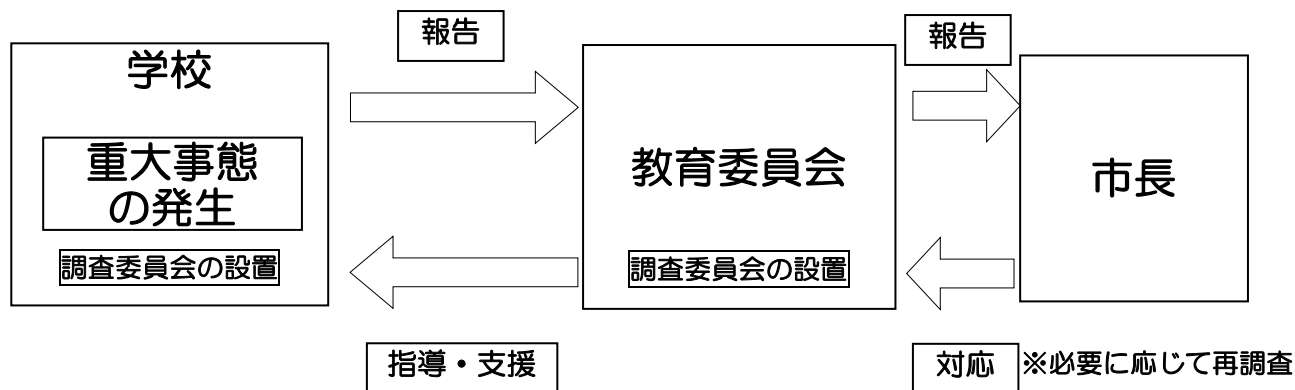


(3) 重大事態への対応

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - ・ 年間30日を目安。日数だけでなく児童の状況等、個々のケースを十分に把握
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があったとき

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する調査組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

〔重大事態への対応と基本的な流れ〕



(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。